

## 「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

会津商工信用組合では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰りを支援するため、下記の通り「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の取扱いを行っておりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」

##### ■ 対象者

売上高等減少	利子補給	保証料
① 個人事業主（事業主のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間100%（国）	事業者負担なし
② 小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間100%（県）	事業者負担1/2
③ 小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間100%（国）	事業者負担なし

##### ■ 新型コロナウイルス対策特別資金 融資制度概要

	セーフティーネット保証4号	危機関連保証	セーフティーネット保証5号
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則、最近1ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後の2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則、最近1ヶ月の売上高等が前年同月比15%以上減少、かつ、その後の2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方	指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等※が前年同期比5%以上減少している方 ※2月以降直近3ヶ月間の売上高等が算出できるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等の見込みを含む3ヶ月間の売上高等でも可
	上記の要件に該当し、市町村の認定を受けた当組合営業区域内の中小企業者等		
融資限度額	運転資金・設備資金3,000万円（併用時は3,000万円限度）		
融資利率	固定年1.50%（当初3年間は利子補給）		
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）		
返済方法	分割返済（1年以内の場合、一括返済も可）		
担保	原則、無担保		
連帯保証人	法人：原則、法人代表者 個人：不要		
保証料率	年0.85% 上記対象者①③は、全期間保証料ゼロ 上記対象者②は、全期間保証料1/2 （必ず福島県保証協会の保証付となります。）		
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日受付分まで		

#### 【お問い合わせ先】

会津商工信用組合の営業店窓口、渉外係にお問い合わせください。

[本店営業部](#)   [喜多方支店](#)   [七日町支店](#)   [本町支店](#)   [城南支店](#)   [滝沢支店](#)  
[門田支店](#)   [芦ノ牧支店](#)   [会津坂下支店](#)   [会津高田支店](#)   [塩川支店](#)   [西会津支店](#)  
[河東支店](#)

以上